

浜松市土木工事建設資材等価格決定要領

第1 趣旨

この要領は、浜松市が発注する土木工事、土木工事関連業務委託等（以下「浜松市の工事、委託等」という。）の価格の積算に採用する建設資材等の価格（以下「建設資材等価格」という。）の決定方法について定める。

第2 適用範囲

この要領は、浜松市の工事、委託等の予定価格を算出する場合に適用する。

第3 建設資材等価格の決定

建設資材等価格は、原則として次の順序で決定することとし、掲載価格は、最新版の価格を採用すること。

- (1) 静岡県建設資材等価格表の価格
- (2) 浜松市建設資材等価格表の価格
- (3) 物価資料の価格
- (4) 国公表の価格
- (5) 特別調査の価格
- (6) 見積調査の価格

2 建設資材等価格は、原則として現場持込み価格とし、消費税を含まない価格とする。

第4 静岡県建設資材等価格表の価格

静岡県建設資材等価格表とは、建設工事、業務委託等に必要な建設資材等の価格を、静岡県が調査決定し作成したものをいう。

第5 浜松市建設資材等価格表の価格

浜松市建設資材等価格表は、次により作成したものとする。

- (1) 第4に掲載のない建設資材等のうち、その価格を定期的に調査することが相当と認められる建設資材等の価格は、価格実態定期調査（以下「定期調査」という。）により決定し、これをとりまとめて浜松市建設資材等価格表を作成する。
- (2) 定期調査は、原則として年2回（春・秋）行う。ただし、必要と認められる場合は、随時行うことができる。

第6 物価資料の価格

物価資料の価格とは、建設資材等価格を定期刊行物として発行されている書籍等の掲載価格をいう。

2 対象とする物価資料は、別に定める取扱いによる。

第7 国公表の価格

国公表の価格とは、各関係省庁が公表している価格表の価格をいう。

第8 特別調査の価格

特別調査の価格は、次により決定したものとする。

- (1) 第4から第7に該当しない建設資材等で、概略調達価格（概略資材価格×予定使用数量）が500万円以上及び別に指定する建設資材等の価格は、原則として価格実態特別調査（以下「特別調査」という。）により決定する。
- (2) 概略調達価格とは、当該資材の見積書の資材価格又は物価資料等に掲載されている類似品、過去の実績等から類推した概略資材価格に予定数量を乗じた価格をいう。
- (3) 特別調査は、原則として発注所管課及び事務所等が随時行うほか、必要に応じて技術監理課で行うことができる。

第9 見積調査の価格

見積調査の価格は、次により決定したものとする。

- (1) 第4から第8に該当しない建設資材等及び特別調査が不可能な建設資材等価格は、見積調査により決定する。
- (2) 見積調査の方法及び価格の決定は、別に定める取扱いによる。

第10 価格実態調査

価格実態調査とは、定期調査及び特別調査のことをいい、公正な調査機関に委託することを原則とする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、取扱いについては別に定める。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月7日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

浜松市土木工事建設資材等の価格決定に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、浜松市土木工事建設資材等価格決定要領（以下「価格要領」という。）第11に基づき必要な細目について定める。

第2 建設資材等価格の区分

建設資材等価格は、次のとおり区分する。

- (1) 地区資材価格
生コンクリート類、骨材類、アスファルト合材類等、工事価格に占める割合が高く、地域により価格差の大きい資材（以下「地区資材」という。）の価格
- (2) 一般資材価格
地区資材以外の資材価格
- (3) 市場単価
材料費、労務費及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格
- (4) 機械賃料
機械経費の全部又は一部について賃料形態で行われている機械の1日当たりの市場での取引価格
- (5) 仮設資材賃料
賃料形態で行われている仮設材の1日当たりの市場での取引価格
- (6) 機械損料
建設機械等の償却費、維持修理費、管理費等のライフサイクルコストを1時間当たり又は1日当たりの金額で示した価格
- (7) 仮設資材損料
仮設資材の償却費、維持管理費、管理費等のライフサイクルコストを各資材単位当たりの金額で示した価格
- (8) 建設廃材等処分費
建設工事に伴って発生する産業廃棄物のうち、アスファルト、コンクリート破片、廃プラスチック類、金属・建設木くず、汚泥等の処分費用
- (9) 標準単価
元請業者と下請業者との間の外注施工における取引実態及び自社施工における実行予算に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算定した施工単位当たりの工事費

第3 取扱数量の区分

建設資材等価格は、取引数量によって次のとおり区分する。

- (1) 大口価格
物価資料で材料毎に大口と規定している取引数量に対応する材料の価格をいう。
工事積算においては、設計数量にかかわらずこの金額を使用することを原則

とする。ただし、超大口価格に該当する場合は、その価格を適用する。

(2) 超大口価格

大口価格に対応する取引数量を超える数量で取引される材料の価格をいう。この価格は使用条件等（形状寸法、品質規格、数量及び納入時期、場所）を明示して特別調査により決定する。

(3) 小口価格

物価資料で小口と規定している取引数量に対応する材料の価格で、工事積算には原則として使用しない。

第4 浜松市建設資材等価格表の価格

価格要領第5の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 浜松市建設資材等価格表に掲載する資材等は、使用頻度が高く積算の合理化が図られる資材等を対象とする。
- (2) 技術監理課長は、掲載する対象品目を把握し、価格要領第10に示す定期調査を実施する。
- (3) 浜松市建設資材等価格表に掲載する資材等のうち、地区資材は、別表1の地域区分による。その他の資材については、市内統一の資材価格とする。

第5 物価資料の価格

価格要領第6の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 建設資材等価格に関する物価資料は、建設物価調査会発行「Web 建設物価」並びに経済調査会発行「積算資料電子版」とする。
- (2) 土木工事における市場単価に関する物価資料は、建設物価調査会発行「デジタル 土木コスト情報」及び経済調査会発行「土木施工単価 電子書籍」とする。
- (3) 土木工事における標準単価に関する物価資料は、建設物価調査会発行「デジタル 土木コスト情報」及び経済調査会発行「土木施工単価 電子書籍」とする。
- (4) 物価資料に掲載されている「公表価格」は、メーカーが設定している定価、標準価格、販売希望価格等であるため採用しない。ただし割引率が掲載されている場合は、割引いた価格を採用することができる。
- (5) 建設資材等価格において採用できる価格掲載地区及び優先位は1群（浜松、静岡、全国、中部）、2群（名古屋）、3群（東京）の順とする。また、1群の価格掲載地区の優先位は浜松、静岡、全国、中部の順とする。建設資材等価格の掲載が1誌のみの場合はその価格を採用する。建設資材等価格の掲載が2誌にあり、価格掲載地区の群が異なる場合は優先位の群の地区価格を採用し、価格掲載地区の群が同じ場合は各地区価格の平均値を採用する。なお、価格欄の表示において流通なし（両誌とも「－」表記）は、群比較においてこれを価格として扱う。

土木工事における市場単価において採用できる価格掲載地区は静岡とする。市場単価の掲載が1誌しか掲載がない場合は、その価格を採用する。市場単価の掲載が2誌にある場合はその平均価格を採用する。

建設資材等価格及び土木工事における市場単価において2誌の平均価格を採用する場合は、有効数字3桁として4桁目を切り捨てる。ただし、2誌が同価格の場合は、そ

の価格を採用する。なお、鋼材、油脂類、電力料金等以外は、円未満切捨てとする。

土木工事における標準単価において、標準単価の掲載が1誌しか掲載がない場合は、その価格を採用する。標準単価の掲載が2誌にある場合はその平均価格(少数点第1位四捨五入)を採用する。

第6 特別調査の価格

価格要領第8の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 概略調達価格は、発注工事単位で算出し、適用についても原則発注工事単位とする。
- (2) 発注所管課及び事務所等(以下「発注課」という。)は、特別調査の対象となる建設資材等を決定し、価格要領第10に示す特別調査を実施する。
- (3) 技術監理課による特別調査が必要な場合は、発注課所属長から技術監理課長へ調査を依頼する。技術監理課長は、発注課所属長からの依頼を基に特別調査の対象となる建設資材等を決定し、価格要領第10に示す特別調査を実施する。
- (4) 特別調査対象資材について、急遽工事発注が必要になった場合など特別な事由により特別調査が不可能な場合は、見積調査により決定することができる。

第7 特別調査による建設資材等

価格要領第8に示す別に指定する建設資材等は、次のとおりとする。

- (1) 大型ゴム支承(鋼製部品付き)
 - (2) プレキャストPC桁(プレテンション方式・ポストテンション方式)
- 2 価格要領第8に定める建設資材等のほか、超大口数量となる建設資材等について調査の対象とすることができる。
- 3 取引数量が別表2に示す超大口数量以上の場合は、特別調査を実施する。なお、同一工事で同種の資材等を複数規格使用する場合は、それぞれの数量で判断する。

第8 特別調査が不可能な資材等

価格要領第9に示す特別調査が不可能な資材等とは次のような資材等をいう。

なお、下記に該当する場合においても、発注課の判断により特別調査を実施することができる。

- (1) 市場での流通がない又は少ない資材等(例:新製品・新工法等の使用実績の少ない資材、特別注文品、図面に基づく製作品等)
- (2) 特殊な意匠、デザイン、技術開発費・パテント等に係わるもの
- (3) 機械損料及び特殊な機械賃料
- (4) 他との比較が全く困難なもの
- (5) 1基(1式)が数億円もするような高額な機器類
- (6) 原価内訳書に基づいて分析・検証を行わなければ判断できないような機器類
- (7) 大規模ネットワーク機器類
- (8) ソフトウェアに関わる費用が含まれる装置類
- (9) 既設装置などの改良、改造に関わる機器類
- (10) 現場加工費、現場加工品

- (11) 処理、処分費（例：電源装置、吸出し防止材、アスベスト除去発生材、伐木等）
- (12) 精密な計器類等の細かな条件で価格が変わるようなもの

第9 調査機関

価格要領第10に示す公正な調査機関とは、調査経験を有し、建設資材等価格を適切に調査できる市場調査会社等とする。

第10 特別調査の有効期限

特別調査の有効期限は、次のとおりとする。

- (1) 当年度発注予定の工事を対象とした調査は特別調査を実施した年度内とする。
ただし、年度を跨ぐ場合において、特別調査による価格決定から概ね半年以内の場合は、当該資材等の価格変動が大きくないことを確認した上で、使用できるものとする。
- (2) 次年度発注予定の工事を対象とした調査は、3月頃に調査結果の報告を受け、特別調査を実施した次年度内とする。
- (3) 有効期限が過ぎた場合は、原則として再度、特別調査を実施するものとする。

第11 特別措置

価格変動が著しく浜松市建設工事請負契約約款第26条に該当する場合は、価格要領によらずに、特例として建設資材等価格を改訂することができる。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年12月7日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年1月1日から施行する。

別表1 調査地区価格となる地区（地区番号）

地区番号	区及び地域名
228	天竜区（春野町、水窪町、佐久間町、龍山町を除く）
229	天竜区（春野町）
230	天竜区（水窪町、佐久間町、龍山町）
231	中央区（旧中区、旧東区、旧西区、旧南区）、 浜名区（旧浜北区、旧北区（引佐町、三ヶ日町、細江町を除く））
232	浜名区（引佐町、三ヶ日町、細江町）

別表2 超大口資材

資材種別	大口数量	超大口数量
セメント各種	200 t～1,000 t	1,000 t 以上
土	10,000m ³ 未満	10,000m ³ 以上
塗料（各種）	100kg～250kg	250kg 以上
配線材料（各種）	300m～5,000m	5,000m 以上

浜松市土木工事建設資材等価格決定のための見積調査 に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、浜松市建設資材等価格決定要領（以下「価格要領」という。）第9に基づき必要な細目について定める。

第2 適用範囲

この取扱いは、浜松市が発注する土木工事、土木工事関連業務委託等の予定価格を算出するにあたり、必要な建設資材等の価格を決定するために行う見積調査に適用する。

第3 見積徴収対象者の選定

見積徴収対象者の選定は、次のとおり行うものとする。

- (1) 原則として5者以上を選定する。
- (2) 見積徴収対象者は、メーカー若しくは、その特約店（以下「メーカー等」という。）とする。
- (3) 設計数量を勘案してメーカー等の製造能力を確認する。
- (4) 過去の取引実績、工場の位置等を勘案する。

第4 見積依頼等

見積依頼等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 見積依頼は、所属長名で書面により行う。なお、この依頼は、電子メールによることができるものとする。
- (2) 見積依頼文には、「この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加を決めるものではありません。」と明記する。
- (3) 見積に係る費用は、すべて見積提出者の負担とする。
- (4) 見積書の提出は、電子メールによることができるものとする。ただし、電子データの見積書は、朱印のあるものを有効とする。
- (5) 見積内容は、部外者に漏洩なきよう取扱いに注意すること。

第5 見積条件

見積依頼には、各者が同一の条件で見積書が提出されるよう次の事項を見積条件として明示すること。

- (1) 提出を求める見積価格は、実勢取引価格（ユーザーとの取引価格）を原則とする。
- (2) 提出を求める見積価格は、消費税を含まない価格を原則とする。
- (3) 提出を求める見積価格は、現場持込み価格を原則とする。
- (4) 荷下ろし地点を具体的に明示し、荷下ろし費用を含めるのか含めないのかについて明示すること。

- (5) 予定使用数量と予定納入期限を具体的に明示するとともに、見積有効期限等の条件を明記するよう依頼する。
- (6) 建設資材等に係る事項については、次のとおり明示する。
- ア 品質、規格、寸法、強度、塗装仕様等（以下「品質規格等」という。）について、できる限り詳細に明示するものとし、必要に応じて仕様書、図面等を添付する。
 - イ JIS 規格のあるものは、できるだけこれを採用するものとし、JIS 規格のないもので準拠できる規格があるものは、これを採用する。
 - ウ JIS 規格のないものは、原則として図面を添付する。
 - エ 他に特記事項があればこれを記載する。
- 2 水門、ポンプ等の機械・電気通信設備等製作工の見積依頼には、1に加え次の事項を明示すること。
- (1) 予定工事位置
 - (2) 作業条件
 - (3) 工事内容及び工事数量
 - (4) 工事費の構成と見積徴収範囲
 - (5) 予定工事期間
 - (6) 基準とする基準書や法令
 - (7) その他必要事項

第6 見積価格の審査

提出された見積書が、依頼した見積条件に適合しているかを、ヒアリングなどで審査する。

- 2 実勢取引価格であることの審査は、過去の見積価格、近傍地区の見積価格との比較、低入札の発生状況等を勘案する。
- 3 実勢取引価格でないものや見積条件で明示した品質規格等と異なる場合は、必要に応じて見積書の再提出を求める。

第7 採用価格の決定

徴収した各者の見積価格の分布状況を把握し、次の(1)から(3)の順により、採用価格を決定する。なお、見積価格の審査において不適格となった見積書については、あらかじめ排除する。

(1) 異常値の排除

価格の分布状況から異常値を排除する。なお、「異常値」とは、見積りの平均価格に対して差異 30%以上の価格をいう。ただし、極端な異常値により平均価格に影響を与える場合は、この極端な異常値をあらかじめ除き平均値を算出することができる。

(2) 最頻価格を採用価格とする場合

(1)の異常値を排除した見積の半数以上かつ3件以上である最頻価格を採用価格とする。

(3) 平均価格を採用価格とする場合

(2) の条件を満たす最頻価格がない場合は、(1) の異常値を排除した平均価格を採用する。

- 2 機械・電気通信設備等製作工の見積について、設備等の各部位が、各見積提出者の見積内容に共通性があり、性能等が損なわれないと判断できる場合は、各部位の平均価格をそれぞれ採用するが、その設備が機能的に分離できない場合は、関連する部位をまとめたもので検討する。

第8 スライド価格

類似見積資材の採用価格の決定については、第7により算定した採用価格に対し、次のとおりスライド率による補正を行うことを原則とする。

(1) 用語の定義

ア 類似見積資材

類似見積資材とは、静岡県建設資材等価格表、浜松市建設資材等価格表及び物価資料（以下「価格表等」という。）に掲載されている資材と類似した資材のことをいう。なお、類似の判断は、次の項目により行い、全項目に該当するものとする。

- (ア) 使用目的が同一である。
- (イ) 取引段階が同一である。
- (ウ) 原則として原材料が同一である。
- (エ) 規格及び形状が類似している。

イ 類似掲載資材

類似掲載資材とは、類似見積資材と類似した価格表等に掲載されている資材のことをいう。

(2) 類似見積資材の見積徴収

類似見積資材の見積徴収を行うときは、類似掲載資材の見積徴収を併せて行う。

(3) スライド計算

スライド価格の計算は消費税を含まない価格により行い、スライド率は、1.00以下とし、少数第3位を四捨五入して少数第2位止めとする。

スライド価格 = 類似見積資材の見積採用価格 × スライド率

スライド率 = $\frac{\text{類似掲載資材の掲載価格}}{\text{類似掲載資材の見積価格}}$

(4) 平均スライド率

「類似掲載資材」が同一品目で多規格にわたる場合は、必要に応じて平均スライド率（少数第3位四捨五入少数第2位止め）を用いることができる。

平均スライド率 = $\frac{\sum \text{各規格のスライド率 (少数第5位四捨五入少数第4位止め)}}{n \text{ (規格の数)}}$

第9 端数処理

最頻値により単価を決定する場合は、見積価格をそのまま採用する。見積価格か

ら採用価格を計算により決定する場合の端数処理は、有効数字3桁とし4桁目は切捨てる。ただし、鋼材、油脂類、電力料金等以外は、円未満切捨てとする。

附 則

この細則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成22年9月1日から施行する。

附 則

この細則は平成23年12月7日から施行する。

附 則

この細則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は平成28年10月1日から施行する。

附 則

この細則は平成30年10月1日から施行する。

(建設資材等見積依頼書例)

建設資材等の参考見積依頼書

1 目的

本参考見積依頼は、令和〇〇年度に実施を予定している□□工事(※工事種別等)の積算の参考とするための見積りを徴収するものです。

なお、この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加を決めるものではありません。

2 予定工事位置

浜松市〇〇区〇〇地内

3 資材調達内容

(調達する資材の仕様、品質、規格、数量等を明記する。)

4 見積依頼に関する条件

- ・見積価格は、実勢取引価格(ユーザーとの取引価格)とする。
- ・見積価格は、現場持込価格で、消費税を含まない価格とする。
- ・見積有効期限等の条件を明記すること。
(必要な場合は搬入条件等を明記。)

5 資材調達予定時期

令和〇〇年〇〇月頃(予定)

6 見積書提出方法

(1) 資材名称、規格等、予定数量、単価(税抜き)を記載し提出する。

(2) 提出先

〒000-0000 浜松市〇〇区□□町 0000

浜松市〇〇部□□課 担当 △△グループ ◇◇◇◇

(宛名は、「浜松市長」としてください。)

(3) 提出方法

持参、郵送及び電子メールのいずれかの方法による。なお、朱印のあるものを有効とする。

(4) 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

7 その他

この見積に要する費用は、すべて見積提出者の負担とします。

(機械・電気通信設備等製作工参考見積依頼書例)

〇〇設備製作工にかかる参考見積依頼書

1 目的

本参考見積依頼は、令和〇〇年度に実施を予定している〇〇製作工の積算の参考とするための見積りを徴収するものです。

なお、この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加を決めるものではありません。

2 予定工事位置

浜松市〇〇区〇〇地内

3 作業条件

(作業の条件を明記する。)

4 工事内容及び工事数量

(工事内容及び数量を明記する。)

5 工事費の構成と見積徴収範囲

(工事費の構成を示し、見積徴収範囲を明確にする。)

6 予定工事期間

契約時期：令和〇〇年〇〇月（予定）

実施期間：〇ヵ月程度

7 見積りに関する基準書等

(見積りに際し準拠する基準書、貸与予定資料等を明記する。)

8 見積書提出方法

(1) 工事価格を原価積上げにより記載し提出する。

(2) 提出先

〒000-0000 浜松市〇〇区〇〇町 0000

浜松市〇〇部〇〇課 担当 △△グループ ◇◇◇◇

(宛名は、「浜松市長」としてください。)

(3) 提出方法

持参、郵送及び電子メールのいずれかの方法による。なお、朱印のあるものを有効とする。

(4) 提出期限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

9 その他

- 見積価格は、実勢取引価格（ユーザーとの取引価格）とする。
- 見積価格は、消費税を含まない価格とする。
- 見積有効期限等の条件を明記すること。
- この見積に要する費用は、すべて見積提出者の負担とします。

見積による採用価格の決定の算出例

【算出例－1】最頻価格の特定ができる場合

- ・ a 商品の見積徴収（10 者）を行い、各者の見積価格を次に列記する。

A 者 67,000 円/t	F 者 65,000 円/t
B 者 66,000 円/t	G 者 65,000 円/t
C 者 65,000 円/t	H 者 64,000 円/t
D 者 65,000 円/t	I 者 64,000 円/t
E 者 65,000 円/t	J 者 63,000 円/t
- ・ 全 10 者の平均価格は、64,900 円/t（許容範囲 $64,900 \text{ 円} \times \pm 30\% = 45,430 \text{ 円/t} \sim 84,370 \text{ 円/t}$ ）となり、異常値は存在しない。
- ・ 正常値の見積価格ごとの集計を次に列記する。

67,000 円/t	☆ (1 者)
66,000 円/t	☆ (1 者)
<u>65,000 円/t</u>	<u>☆☆☆☆☆ (5 者)</u>
64,000 円/t	☆☆ (2 者)
63,000 円/t	☆ (1 者)
- ・ このことから、半数以上かつ 3 以上である 最頻価格 65,000 円/t を採用価格とする。

【算出例－2】最頻価格の特定ができない場合

- ・ b 商品の見積徴収（10 者）を行い、各業者の見積価格を次に列記する。

<u>A 者 86,000 円/t</u> 異常値	F 者 65,000 円/t
B 者 67,000 円/t	G 者 65,000 円/t
C 者 67,000 円/t	H 者 64,000 円/t
D 者 66,000 円/t	I 者 64,000 円/t
E 者 66,000 円/t	<u>J 者 44,000 円/t</u> 異常値
- ・ 全 10 者の平均価格は、65,400 円/t（許容範囲 $65,400 \times \pm 30\% = 45,780 \text{ 円/t} \sim 85,020 \text{ 円/t}$ ）となり、A 業者及び J 業者は、異常値のため対象外とする。
- ・ 正常値の見積価格ごとの集計を次に列記する。

67,000 円/t	☆☆ (2 者)
66,000 円/t	☆☆ (2 者)
65,000 円/t	☆☆ (2 者)
64,000 円/t	☆☆ (2 者)
- ・ このことから、最頻価格が存在しないため、異常値を排除した 8 者の 平均価格 65,500 円/t を採用価格とする。

【算出例-3】 スライド価格の算定

- ・ c 類似見積資材のスライド価格算定のため、c と類似する c c 類似掲載資材の見積徴収を併せて行い、各者の見積価格及び掲載価格を列記する。

c 類似見積資材見積価格	c c 類似掲載資材見積価格	c c 類似掲載資材掲載価格
A者 61,000 円/t	60,500 円/t	59,000 円/t
B者 60,000 円/t	59,000 円/t	
C者 <u>62,000 円/t</u>	60,000 円/t	
D者 <u>62,000 円/t</u> 最頻値	61,000 円/t	
E者 <u>62,000 円/t</u>	59,500 円/t	平均値 60,000 円

- ・ 見積価格の採用価格決定方法により、c 類似見積資材見積価格は、62,000 円/t、c c 類似掲載資材見積価格は、60,000 円/t となる。
- ・ c c 類似掲載資材掲載価格を用いてスライド率を算定する。

$$\text{スライド率} = 59,000 \text{ 円/t} / 60,000 \text{ 円/t} = 0.983333 \dots (\text{少数第 3 位四捨五入})$$
- ・ スライド率により c 類似見積り資材のスライド価格を算定する。

$$\begin{aligned} \text{スライド価格} &= 62,000 \text{ 円/t} \times 0.98 \\ &= 60,700 \text{ 円/t} \quad (\text{有効数字 3 桁、4 桁目切捨て}) \end{aligned}$$

【算出例-4】 平均スライド率の算定

- ・ d 類似見積資材のスライド価格算定のため、d と類似する d1 類似掲載資材と d2 類似掲載資材の見積徴収を併せて行い、平均スライド率を算定する。

d 1 類似掲載資材見積価格	d 1 類似掲載資材掲載価格	d 2 類似掲載資材見積価格	d 2 類似掲載資材掲載価格
61,000 円/t	59,000 円/t	60,500 円/t	56,500 円/t
60,000 円/t		59,000 円/t	
61,000 円/t		60,000 円/t	
61,500 円/t		61,000 円/t	
<u>61,000 円/t</u> 最頻値		59,500 円/t	平均値 60,000 円
n 1		n 2	

d1 類似掲載資材 スライド率 = $59,000 \text{ 円/t} / 61,000 \text{ 円/t} = 0.96721 \dots$

d2 類似掲載資材 スライド率 = $56,500 \text{ 円/t} / 60,000 \text{ 円/t} = 0.94166 \dots$

平均スライド率 = $(0.9672 + 0.9417) / 2 = 0.95445$ (少数第 3 位四捨五入)

《見積調査による資材等価格決定の流れ》

